

令和7年度 第1回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和7年7月18日(金) 午前9時30分～午前10時15分
開催場所	市長応接室、入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)) 副委員長 伊藤 久美子 (三重県私学協会専務理事/博士(法学)) 委員 古川 万 (三重県建設技術センター常務理事/一級建築士) 委員 鏡 大介 (税理士)
	(意見書提出時) 市長 竹上 真人 副市長 近田 雄一 副市長 永作 友寛
事務局	総務部長 池田 検査指導係長 稲森 契約・検査担当参事 野邊 契約担当主幹 長崎 契約監理課長 池内 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 家城
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度入札制度及び運用に関する意見書」について ・市長への意見具申 ・今年度の開催予定について ・次回開催日及び抽出委員の選定について

委員会	松阪市
●「令和6年度入札制度及び運用に関する意見書」について (市長応接室)	
<p>「令和6年度入札制度及び運用に関する意見書」を本日提出する。今回は18回目の意見具申となる。</p> <p>景気回復により、本市の市税は増収が期待されています。しかし、合併特例事業債の終了や高齢化等への対応などにより、投資的事業における一般財源の増加や扶助費の増加が見込まれており、全国的に見ても物価・原油価格の高騰による影響も続くと予想されています。資材価格に関しては国土交通省の調査によると、石油は「やや上昇」、その他の資材は「横ばい」で在庫状況は「普通」となっており</p>	

<p>います。</p> <p>しかし、平成 27 年度を基準（100 ポイント）とする建設工事費デフレーターでは、令和 2 年度までの 5 年間で平均 2%、令和 2 年度以降は平均 5%の伸び率で推移し、令和 6 年度では 129.2 ポイントとなっており高騰が続いています。</p> <p>なお、インフラ老朽化問題への対応や災害対策を含めた公共工事は今後も必要となります。公共工事は最少の予算で最大の効果を確保しながら、公正・効率的に実施されることが求められています。</p> <p>当委員会は本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保を重視し、様々な角度から審議を重ねてまいりましたので、次の通り意見を述べさせていただきます。</p>	
<p>●市長への意見具申</p>	<p>(市長応接室)</p>
<p>委員会</p>	<p>市長</p>
<p>「令和 6 年度入札制度及び運用に関する意見書」に基づき、「入札制度改正後における落札率の検証」、「総合評価落札方式」、「災害時における指名競争入札の適用」、「週休 2 日制工事」、「工事の平準化」などについて委員長等から説明。(以下抜粋)</p> <p>●入札制度改正後における落札率の検証</p> <p>本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(以下、「公契連」という。)の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出していました。令和 4 年 3 月に公契連モデルの経費算出率が改正され、本市では令和 5 年 3 月に最低制限価格算出率の改正とランダム係数の廃止を行いました。これらによる、当該制度の改正前と改正後の平均落札率を算出し比較しています。</p> <p>令和 4 年度と令和 6 年度の比較では、工事は 2.9 ポイント増、業務委託は 1.5 ポイント減の落</p>	 <p>昨今の建設価格は上昇が著しく、特に大規模工事の際は、技術者不足も相まって参加が少なくなっている。週休 2 日制工事による工期の延伸がさらなる技術者不足や建設価格の押上要因のひとつになっている。</p> <p>このような状況下において、どのように若手・女性の新規就労を図り、定着していただけるかが建設業界の抱える大きな課題となっている。</p>

札率でした。業務委託では、ほぼ横ばいの状況でしたが、工事では、諸経費率改正と併せ、ランダム係数の廃止により、2.9ポイント上昇し、令和5年度の実績とともに改正の効果が維持されています。一方、業務委託では、ほぼ横ばいの状況ではありますが1.5ポイント低下しており、工事との差が拡大することとなりました。このことについて、建設工事に関しては物価高騰の影響などが考えられ、また一方、業務委託では、公共入札への参加に対する競争性が高まっている状況が確認されました。

公契連の計算式をもとに最低制限価格を算出していることから、引き続き同モデルの改正を注視するとともに、他県や他市町の状況も調査した上で、制度改革も含む研究などを継続していくことが必要と考えます。

●総合評価落札方式における落札結果の検証
令和6年度において、「品質マネジメント」、「労働安全衛生管理」、「災害時の事業継続力」、「女性又は若手技術者の配置」、「男女共同参画活動実績」、「障がい者雇用実績」、「若者の採用・育成実績」、「建設キャリアアップシステムの導入」といった評価項目を新設するなどの変更を行い、追加項目について（表1）に示しています。

次に、前述した制度改革後の令和6年度における「総合評価落札方式」の発注案件及び入札結果を示しています（表2）。

令和6年度については評価項目変更などの関係で1件のみの実施となりましたが、その入札結果については、令和5年度の平均5社を上回る8社の入札参加者があり、関心の高さをうかがわせるとともに、最終的には「失格基準価格」に並ぶ入札金額で、技術評価点（総合評価値）が最も高いB社が落札者となりました。総合評価方式の評価項目の変更が効果的に機能した入札事例ではありますが、件

松阪市では公契連モデルを採用しているが、やはり競争性の観点が大事である。県内他市町では三重県モデルを採用しているところもあるなど、各市町も悩みながら運用していると感じている。

数が少ないことから、その効果については引き続き検証いただきたい。

また、昨年度の意見書でも述べましたが、総合評価落札方式は、その時代に見合った評価項目の検討を行い、受注者の社会貢献や企業の技術力向上などに対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることが重要です。同方式での発注の効果を検証するとともに、受注者にとって参加意欲が湧くような魅力ある同方式の制度再構築が必要と考えます。

実施事例が少ないことから、従来対象としていた下水道工事に限らず、他種工事への同方式の適用について研究に努め、また、制度的確な検証をするためには年度内複数試行への取組を検討いただきたい。

●災害時における指名競争入札の適用

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するとしました。

令和 6 年度は夏の豪雨により災害が多く発生したことから、指名競争入札 34 件の発注を行いました（表 3）。「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により施工地域ごとにそれぞれ 6 業者を選定し入札を実施しました。指名競争入札による災害復旧工事の手持ち工事件数は、当該年度原則 2 件としていますが、令和 6 年度については災害被害の規模から該当工事は原則 5 件に緩和しています。開札結果は、発注件数が多く、施工期間や手持ち工事の状況などにより、34 件のうち最低制限価格と同額であったものは 9 件に留まりました。

全員が辞退し不調となった 2 件を除き、災害復旧工事の平均参加者は 4.6 社、平均落札率は 95.43%で、対象箇所が近い工事が多数あ

総合評価落札方式については通常発注と比べ時間がかかってしまうといったこともあるが、これからも取り組んでいかなければならないと考えている。

6 年度は災害が多発し、国の災害査定後での発注となることから、一定期間に工事が集中してしまうこともあり、結果として落札率が高くなってしまったが、競争性の観点も必要である。一方で、当該年度に復旧していくのが基本であり、発注までの速さを考えると指名競争入札が有効であった。不調が 2 件あったが、国補助金の積算に際しては以前と比べ、仮設費等もしっかり措置されるようになり、金額的な問題はない。

災害時における道路の早期復旧や土嚢積みなど、建設業者が地域の中で果たしていく役割は大きい。

人口減少や高齢化が進む地域の中で市民の安心・安全を確保していくためには、地域の中に建設業者がおり、災害時には迅速に対応していただけるのが理想である。

りましたが、おおむね競争性は確保され、現年度災害復旧工事については指名競争入札が有効であったといえます。地域業者の育成という面からも災害発生地に近い業者で施工していくことは重要と考えます。入札不調となった2件は地元調整を行い、改めて一般競争入札で発注を行い、契約済となった旨、聞いています。

昨年度においては、多数災害を受けたにもかかわらず、工事担当者を中心に、庁内連携を図り、職員一丸となって尽力したことにより、国県支出金査定スケジュールや市議会などの関係で時間的な制約がある中で、早期に災害復旧工事34件をまとめあげ発注をしたこと、受注者決定に対しても競争性を確保しながら地域で活躍する業者と公平に迅速に入札・契約したことなど、高く評価するものです。

引き続き、災害発生時には、復旧に向け速やかな発注に努めるとともに、庁内で連携し、指名業者選定における公正性・透明性などの確保に努め、入札結果においても談合などの疑いを持たれないよう進めていただきたい。

●当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) 入札結果とくじによる開札実績について

当委員会からの意見に基づき、令和5年3月に電子入札システムの更新を機に入札制度を改正しました。改正以前は、ランダム係数を掛けることで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避してきた利点がありました。

令和5年度以降はランダム係数を廃止することで高額応札者との契約は少なくなりましたが、逆に最低制限価格で入札者が並び、電子くじによる落札候補者を決定することが多数見受けられました。くじ引きによる落札は、



最低制限価格に応札者が複数並び、くじ引きとなったものが7割あるが、市販ソフトによる積算精度がかなり高まっていると認識している。また、このことが、業者からの設計書への指摘や質問につながっている。

地方自治法施行令第 167 条の 9 に規定されており、適法であるものの、その件数が多くなると適切か否かという指摘もあります。しかし、電子くじが導入されたことにより、迅速かつ機能的に、公平で透明性も確保しながら落札者を決定できることは一つの有効な手法と考えますが、業者の受注意欲や最低制限価格の適切性などに留意しながら、入札結果については引き続き注視し、入札制度のあり方を研究いただきたい。

(2) 建設業における週休 2 日制工事について

政府は平成 29 年 3 月、「働き方改革実行計画」を策定し、建設業に対しては、改正労働基準法施行から 5 年間の猶予期間を経て、令和 6 年 4 月 1 日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されました。

令和元年度の品確法の改正で、発注者と受注者それぞれに公共工事における労働環境の改善が求められました。本市では令和元年度から週休 2 日制工事を試行し、当初は発注者指定型で進めていましたが、令和 4 年度には受注者の希望により実施する方式に変更し、発注形態を変えながら対象工事を拡大しています。また、令和 6 年からは再び発注者指定型で全工事に週休 2 日制を拡大し、一部で月単位の週休 2 日も導入しました。

その結果、令和 6 年度には、前年度を大きく上回る 90 件の工事を発注し、受注者の努力もあり繰越工事を除く全ての工事（58 件）で週休 2 日制工事を達成しました。本市では早期から発注形態や取組内容を見直したり、予定価格や工種による制限をなくすことにより対象工事を拡大するなどの努力を積み重ねるとともに、「月単位の週休 2 日」の導入についても、一部の工種ではあるが、近隣市町に先駆けて実施するなど、積極的な姿勢は、業者の働き方改革への理解を深めるとともに、建

設業全体の働き方改革への取組促進にも貢献しているといえます。

今後は、建築工事についても「月単位の週休 2 日」を導入するなど、さらに対象工事を拡大し、完全週休 2 日に近い就労環境を実現できるよう取組を強化・推進いただきたい。

(3) 工事の平準化について

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されています。本市においては、令和 5 年度も債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手していますが、更なる取り組みを検討いただきたい。

図 4、図 5 は令和 2 年度から令和 6 年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示しています。令和 6 年度の第 1 四半期の発注件数は前年度と比較すると 46 件から 47 件に 1 件増加しているものの、発注割合は 17% から 16% へ 1 ポイント減少しています。全体的な本市の予算が減額されてきていることや現場の発注条件等により第 1 四半期に発注しにくくなる傾向があることは理解できないものではありませんが、前記(2)の建設業における週休 2 日制を推進していくためにも、引き続き、発注件数が増加するように積極的な取り組みを検討いただきたい。

(4) インセンティブ型入札について

インセンティブ型入札は、毎年 5 件程度の発注を行い、10 社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ていると聞いています。表 5 は、令和 6 年度の実績です。近年は大規模な災害などが本市において幸いにも発生していなかったために災害受注実績が増えず、同制度に入札参加ができる災害復旧工事受注が 2 回以上の実績業者がなくなったため、時限措置として令和 5 年度は過去 4 年度、令和 6 年度は過去 5 年度に対象年度を拡大しま

平準化については構造的な問題もある。松阪市のような地方自治体は国の補助金がつかないと工事がなかなか進まない現状があり、国の補正予算後の発注となってしまうため、どうしても第四四半期にかたよってしまい、発注課においても大変な負担になっている。以前からであるが、上半期に発注をもっていけないかと考えている。

したが、令和 6 年度で 2 業者のみ該当し、令和 2 年度と比べ入札参加者が少なくなりました（表 6）。

表 7 は、令和 5 年度までのインセンティブ型入札発注実績を参考に示しています。

インセンティブ型入札は、通常の入札よりも落札できる確率が高くなるため、事業者の意欲を高め、育成・成長にも有効です。状況によってより柔軟に運用するなど同制度試行については、より良い方法を先進地の動向も踏まえ研究し、引き続き、インセンティブ型入札による発注件数の増加と市内業者の育成・成長等を期待したい。

（5）物価上昇、賃金上昇に対するスライド条項の適用について

本市発注の建設工事に関して、賃金などの急激な変動に対処し、請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、松阪市建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（通称：インフレスライド条項）の運用ルールを定め、平成 26 年 3 月 17 日より適用しています。

令和 5 年度及び 6 年度の本市におけるインフレスライド、特例措置実績について、確認しました。

インフレスライド、特例措置については件数も多く、増加率も 1% を超える例もあります。近年の物価高騰への即時対応について評価させていただくとともに、今後について、注視し、社会・経済情勢に配慮した受注者負担の軽減や解消に努めていただきたい。

最後に、現在日本は、気候変動による豪雨や大雪などの自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築、世界的な物価高騰、急速に進行する少子高齢化への対応等、インフラ老朽化対策等、時代の転換点と言え

今後も総合評価落札方式やインセンティブ型入札にも取り組むとともに週休 2 日制工事の拡大、定着を図りたい。週休 2 日制工事については国においても重要な課題であるとして業界全体で取り組むべきものとしているが、従来よりも工期が長くなり、工事価格の上昇やさ

る様々な課題に直面しています。

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っており、また、想定外の事故対応や、災害時における「地域の守り手」としてその担い手を確保するためには、労働者が働きやすい環境を作ることが急務です。

近年では、建設業においても、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休 2 日制工事の拡大や制度の定着化など、様々な施策や取組が行われていますが、契約事務等の DX 化にともなう効率化や生産性の向上、女性及び若手雇用や育成等につながる事業者評価を採用するなど、様々な視点での改善がさらに必要です。

加えて、比較的短い期間に生じる物価高騰等に対しては、適切な単価設定、労務や建設資材の価格変動へ随時対応する適切な契約に努めるとともに、直近 10 年間程度に生じた物価高騰等の経済変化に対しては、国県の動向も踏まえ、地域の建設業者がそれぞれの企業力に応じた設計価格帯になるよう発注基準の見直しを行うことが必要と考えます。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点や入札制度に影響する社会環境変化などより広い視点から意見を述べてきましたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要があります。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築と改善が、本市の活性化、発展につながることを期待したいと思えます。

らなる技術者不足を助長している部分もある。しかし、この問題にしっかり取り組んでいかないと、若者や女性の新規就労やその後の定着が図れない事になり、非常に悩ましい問題である。

本日、入札等監視委員会の皆様から頂いた意見を尊重しながら、本市の入札制度の更なる研究をしていきたい。



●今年度の開催予定日について

(入札室)

・定例会議は、7月31日(木)(抽出対象:4月~6月)、10月28日(火)(同:7月から9月)、1月27日(火)(同:10月から12月)、3

	月 24 日（火）（同：1 月から 3 月）に開催することを確認。
●次回開催日程及び抽出委員について (入札室)	
	<ul style="list-style-type: none">・ 次回開催日については、令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 3 時 30 分からとする。・ 抽出委員は鏡委員。